

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C（以下「事業場」という。）において、オペレーターとして就労していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D施術機関に受診し「背部挫傷、左上腕上部挫傷」と診断され、同年○月○日、E医療機関に受診し「頸椎捻挫」と診断された。その後、複数の医療機関を転医し、同年○月○日、F医療機関に受診し「頸部挫傷、左肩関節挫傷、外傷性頸部症候群」と診断された。請求人によると、同年○月○日、事業場の室内において、会社同僚Gから暴行殴打され負傷した（以下「本件災害」という。）ことが原因であるという。
- 3 本件は、請求人が、上記傷病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の傷病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、同僚の傷害行為により負傷して医療機関を受診し、治療を受けたものであって、本件災害と診察、治療との間に相当因果関係があるから、業務上の事由による災害である旨主張するので、以下検討する。

(2) 請求人は、本件災害の状況について、○年○月○日付け告訴状において、要旨、「ヘルメットを被った請求人の頭を、Gが平手で、『打撃』と『押し出す』の中間くらいの感じで頭部を殴る暴行をした。請求人は、1発目の暴行の後、2発目の暴行行為が来るのを察知して、Gの動きを止めるため、必死に、Gの背中側から作業着の左袖口を掴み、離さなかった。」と記している。

一方、Gは、○年○月○日作成の聴取書において、要旨、「請求人がヘルメットを被っていることを確認して、理性的に、ヘルメットの上から平手で一度だけ軽く叩いた。請求人は、私に殴られると思ったのか、向かい合う形で羽交い締めをしたが、私は、抵抗する気もなく、腕をだらんと下げた状態で羽交い締めされ、その間1分もなかった。」と述べている。

以上のとおり、双方の申述内容が異なり、客観的な証拠もないことから、暴行の態様については、はっきりしないといわざるを得ないところ、少なくとも、請求人によっても、ヘルメットの上から1回、「打撃」と「押し出す」の中間くらいの程度で叩かれたにとどまるものであったことが認められる。

(3) 請求人は、本件災害による受傷として、本件災害当日にD施術機関を受診し、「背部挫傷、左上腕上部挫傷」と診断され施術を受けているが、医学上療養を要する程度の負傷の事実は認められず、○年○月○日から頸部、左肩等の痛みを訴え、E医療機関等複数の医療機関を受診しているが、決定書理由(略)に説示するとおり、症状の出現を裏付ける他覚的所見は見当たらず、積極的な治療も行われていない。

また、H医師も○年○月○日付け意見書において、要旨、「請求人は複数の

医療機関等を受診しているが、全て受診は1回程度であり、本人の訴えと治療側の考えに相違があるように思われ、治療を要する状態であったか否かはっきりしない。」と述べているところであり、当審査会としても、請求人の傷病が療養を要するほどの症状にあったとは認められない。

(4) よって、請求人が本件災害により発症したと主張する傷病は、業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。